

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

- 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令第二条第七号に規定する原子力発電による電気の安定供給に寄与する原子力の研究及び開発の用に供する施設を定める命令の一部を改正する命令
(内閣府・文部科学・経済産業)
独立行政法人国立健康・栄養研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する命令を廃止する命令
(内閣府・厚生労働三)
- 地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令(総務三)
- 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令の一部を改正する省令(同三)
- 地方債に関する省令の一部を改正する省令(同三)
- 住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令(同三)
- 住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令(同三五)
- 総務省組織規則の一部を改正する省令(同三六)
- 電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令(同三七)
- 平成二十七年における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令(総務・財務一)
- 独立行政法人宇宙航空研究開発機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(総務・文部科学一)
- 独立行政法人宇宙航空研究開発機構の会計の原則及び短期借入金等の認可の申請手続等に関する省令の一部を改正する省令(同二)
- 総合法律支援法施行規則(財務一)
- 住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令(外務四)
- 独立行政法人国際交流基金に関する省令の一部を改正する省令(同五)
- 独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令
(外務・財務一)
- 債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令(財務一五)
- 独立行政法人酒類総合研究所に関する省令の一部を改正する省令(同二)
- 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令(同二)
- 財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則の一部を改正する省令(同二)
- 財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令(同二)
- 独立行政法人造幣局に関する省令及び独立行政法人国立印刷局に関する省令の一部を改正する省令(同二)
- 独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令の一部を改正する省令(財務・国土交通一)
- 独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(同二)
- 文部科学省組織規則の一部を改正する省令(文部科学一五)
- 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令(同二)
- 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の人事管理に関する省令(同二)
- 児童福祉法第二十一条の九、第五十六條の八第一項及び第五十六條の九第一項に規定する主務省令で定める事業等のうち文部科学大臣の所管するものを定める省令の一部を改正する省令(文部科学・厚生労働三)
- 独立行政法人日本原子力研究開発機構の財務及び会計等に関する省令の一部を改正する省令
(文部科学・経済産業一)
- 特別会計に関する法律施行令第五十二條第一項第六号に規定する事務の区分を定める省令の一部を改正する省令(同二)
- 独立行政法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する命令の一部を改正する命令
(文部科学・経済産業・原子力規制委一)
- 独立行政法人放射線医学総合研究所の業務運営に関する命令の一部を改正する命令
(文部科学・原子力規制委一)
- 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働六)
- 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同六)
- 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(同六)
- 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(同六)
- 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令(同六)
- 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令(同六)

(以下次のページへ続く)

○地方公務員災害補償法第二條第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三條第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件(同一三一)

○地方公務員災害補償法第二條第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件(同一三二)

○地方公務員災害補償法第三十六條第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第三條の三第一項及び第二項並びに附則第五條の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件(同一三三)

○地方公務員災害補償法第三十條の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件(同一三四)

○地方公務員等共済組合法附則第十四條の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を定める件(同一三五)

○地方公務員等共済組合法施行令附則第三十條の二の五第一項及び第二項第二号に規定する総務大臣が定める率を定める件(同一三六)

○地方公務員等共済組合法施行令第二十九條第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件の一部を改正する件(同一三七)

○地方公務員等共済組合法施行令第二十九條の二の二に規定する総務大臣が定めるところにより算定した額を定める件の一部を改正する件(同一三八)

○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六條の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件(同一三九)

○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件(同一四〇)

○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方団体関係団体が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件(同一四一)

○地方公務員等共済組合法第百十三條第三項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件(同一四二)

○地方公務員等共済組合法第百十三條第三項等の規定により地方公共団体が負担する地方団体関係団体の職員に係る費用に関する件の一部を改正する件(同一四三)

○船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置の技術的条件を定める件の一部を改正する件(同一四四)

○独立行政法人宇宙航空研究開発機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額の算定基準等の一部を改正する件(総務・文部科学一)

○基盤技術研究円滑化法第六條の規定に基づく民間において行われる基盤技術に関する試験研究の促進に関する基本方針の一部を改正する件(総務・経済産業一)

○消防学校の施設、人員及び運営の基準の一部を改正する件(消防庁七)

○消防学校の教育訓練の基準の一部を改正する件(同八)

○健康保険印紙の形式の一部を改正する件(財務一〇四)

○株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一條第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件を定める件の一部を改正する件(財務・農林水産・経済産業二)

○ヒト i P S 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針の一部を改正する件(文部科学七五)

○国立大学法第三十五條において読み替えて準用する独立行政法人通則法第五十條の四第四項の営利企業等でその業務が国立大学法人等の事務又は事業と密接な関連を有するものうち文部科学大臣が定めるものを定める件(同七六)

○日本私立学校振興・共済事業団法第二十一条の二において読み替えて準用する独立行政法人通則法第五十條の四第四項の営利企業等でその業務が日本私立学校振興・共済事業団の事務又は事業と密接な関連を有するものうち文部科学大臣が定めるものを定める件(同七七)

○社会通信教育を認定した件(同七八)

○文部科学省認定社会通信教育講座の廃止の件(同七九)

○文部科学省認定社会通信教育講座の通信教育の名称の変更を許可した件(同八〇)

○核原料物質、核燃料物質又は放射性廃棄物の貯蔵又は処理を独立行政法人日本原子力研究開発機構に委託することができるとする者を指定する告示の一部を改正する告示(同八一)

○独立行政法人日本原子力研究開発機構に係る独立行政法人通則法第四十七條第二号に基づき金融機関の一部を改正する件(同八二)

○リサイクル研究開発促進交付金交付規則の一部を改正する告示(同八三)

○高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金交付規則の一部を改正する告示(同八四)

○独立行政法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するもの算定方法を定める告示の一部を改正する件(同八五)

○特定中性子線施設の共用の促進に関する基本的な方針の一部を改正する件(同八六)

○特定放射光施設の共用の促進に関する基本的な方針の一部を改正する件(同八七)

○特定高速電子計算機施設の共用の促進に関する基本的な方針の一部を改正する件(同八八)

○ヒト受精卵の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針の一部を改正する件(文部科学・厚生労働一)

○租税特別措置法施行規則第二十三條の五の三第二項第四号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項の一部を改正する件(同一)

○独立行政法人日本原子力研究開発機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額の算定基準等の一部を改正する件(文部科学・経済産業一)

○広報・調査等交付金交付規則の一部を改正する告示(同一)

第三條 次に掲げる省令の規定中「第三十條の七第五項第一号」を「第三十條の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）」に、「他の都道府県の都道府県知事（同法第三十條の十第一項第五号の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関）」を「地方公共団体情報システム機構」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報（同法第三十條の九に規定する機構保存本人確認情報という。）のうち同法第七條第八号の二に規定する個人番号（以下この項において「個人番号」という。）以外のもの」に、「第三十條の八第一項第一号」を「第三十條の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）」に、「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報（同法第三十條の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報という。）のうち個人番号以外のものを」に改める。

一 危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第五十二條第三項
二 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十三條の六第四項
（地方公務員災害補償法施行規則の一部改正）
第四條 地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。
第三十七條第四項中「第三十條の七第三項」を「第三十條の九」に、「都道府県知事（同法第三十條の十第一項第三号の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関）」を「地方公共団体情報システム機構」に、「本人確認情報」を「同条に規定する機構保存本人確認情報（同法第七條第八号の二に規定する個人番号を除く。）」に改める。
（日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則及び登録検査等事業者等規則の一部改正）
第五條 次に掲げる省令の規定中「第三十條の七第三項」を「第三十條の九」に、「同法第三十條の五第一項」を「同条」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報（同法第七條第八号の二に規定する個人番号を除く。）」に改める。

一 日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和六十年郵政省令第二十三号）第七條第二項
二 登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第七條第三項
（電気通信主任技術者規則等の一部改正）
第六條 次に掲げる省令の規定中「第三十條の七第三項」を「第三十條の九」に、「都道府県知事（同法第三十條の十第一項第三号の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合には、指定情報処理機関）」を「地方公共団体情報システム機構」に、「本人確認情報」を「同条に規定する機構保存本人確認情報（同法第七條第八号の二に規定する個人番号を除く。）」に改める。
一 電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）第四十三條の二第一号
二 工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）第四十一條の二第一号
三 無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第四十六條第二項第一号
（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）
第七條 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の項中、「第三十條の十九第一項及び第三十條の三十條の二十一」を「第三十條の十八」に、「第三十條の三十七第一項」を「第三十條の三十二第二項」に、「第三十條の四十」を「第三十條の三十五」に改め、同表住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）の項中、「第二十二條、第二十三條、第二十八條、第二十九條第二項及び第三十條、第三十一條第二項並びに第三十二條」を「第二十三條第二項及び第三項」に改める。

〇総務省令第三十六号
総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十七年三月三十一日
総務大臣 山本 早苗
総務省組織規則の一部を改正する省令
第十八條第二項第一号ハ（イ）の規定による評価に関連する場合に限る。」を削る。
第二十二條の二第二項第二号中「及び特例市」を削る。
第五十八條の見出しを「安全・信頼性対策室及び番号企画室」に改め、同条第一項中「番号企画室及び企画官一人」を「安全・信頼性対策室及び番号企画室」に改め、同条第四項を削り、第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。
2 安全・信頼性対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 電気通信技術システム課の所掌事務のうち、IPネットワーク及び端末機器に係る安全・信頼性の確保並びにこれらに係る電気通信事業者等間の連携の強化に関すること。
二 非常事態における重要通信の確保に関すること（電波部の所掌に属するものを除く）。
3 安全・信頼性対策室に、室長を置く。
第六十四條の見出し中「並びに企画官」を「及び認証推進室並びに」に改め、同条第一項中「並びに企画官及び電波環境推進官それぞれ一人並びに」を「及び認証推進室並びに電波環境推進官一人及び」に改め、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を削り、第三項の次に次の二項を加える。
4 認証推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 電波環境課の所掌事務のうち、無線設備に関する基準・認証制度に関すること。
二 電波環境課の所掌事務のうち、電波法第十條第一項に規定する無線設備等の検査又は点検の事業を行う者の登録に関すること。
5 認証推進室に、室長を置く。
附則第十二條中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

〇総務省令第三十七号
電波法（昭和二十五年法律第三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十七年三月三十一日
総務大臣 山本 早苗
電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令
（電波法施行規則の一部改正）
第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波法監視委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第三十七号の四を次のように改める。
三十七の四 「船舶自動識別装置」とは、次に掲げるものをいう。
（1）船舶局又は海岸局の無線設備であつて、船舶の船名その他の船舶を識別する情報、位置、針路、速度その他の自動的に更新される情報であつて航行の安全に関する情報及び目的地、目的地への到着予定時刻その他の手動で更新される情報であつて運航に関する情報を船舶局相互間又は船舶局と海岸局との間において自動的に送受信する機能を有するもの
（2）海岸局の無線設備であつて、航路標識（航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第一条第二項の航路標識をいう。以下同じ。）の種別、名称、位置その他情報を自動的に送信する機能を有するもの
第四条第一項第四号中「又は遭難自動通報局」を「遭難自動通報局又は航路標識に開設する海岸局（船舶自動識別装置により通信を行うものに限る。）」に改め、「無線局」の下に「航路標識に開設するものを含む」を加える。

〇総務省令第三十七号
電波法（昭和二十五年法律第三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十七年三月三十一日
総務大臣 山本 早苗
電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令
（電波法施行規則の一部改正）
第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波法監視委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第三十七号の四を次のように改める。
三十七の四 「船舶自動識別装置」とは、次に掲げるものをいう。
（1）船舶局又は海岸局の無線設備であつて、船舶の船名その他の船舶を識別する情報、位置、針路、速度その他の自動的に更新される情報であつて航行の安全に関する情報及び目的地、目的地への到着予定時刻その他の手動で更新される情報であつて運航に関する情報を船舶局相互間又は船舶局と海岸局との間において自動的に送受信する機能を有するもの
（2）海岸局の無線設備であつて、航路標識（航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第一条第二項の航路標識をいう。以下同じ。）の種別、名称、位置その他情報を自動的に送信する機能を有するもの
第四条第一項第四号中「又は遭難自動通報局」を「遭難自動通報局又は航路標識に開設する海岸局（船舶自動識別装置により通信を行うものに限る。）」に改め、「無線局」の下に「航路標識に開設するものを含む」を加える。

(無線設備規則の一部改正)
 第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。
 第四十五条の三の四第二項を次のように改める。

2 海岸局に備える船舶自動識別装置は、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

- 一 施行規則第二条第三十七号の四(1)に掲げるもの
 - イ 前項第一号(ハ及びホから力までを除く。)、第二号、第三号(ロを除く。)、及び第四号に規定する条件に適合すること。
 - ロ 船舶局が間接的に同期をとるために時刻、位置の情報を周期的に送信できること。
 - ハ 船舶局に対して送信スロットの割当てを拒むことができること。
- 二 イからハまでに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

二 施行規則第二条第三十七号の四(2)に掲げるもの

- イ 前項第一号(ロ、ハ及びホから力までを除く。)、及び第二号に規定する条件に適合すること。
- ロ イに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

附則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に免許又は予備免許を受けている海岸局に備える船舶自動識別装置に係る無線設備の条件は、第二条の規定による改正後の設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○総務省令第一号

地方公共団体金融機構法(平成十九年法律第六十四号)附則第十四条の規定に基づき、平成二十七年三月三十一日
 平成二十七年三月三十一日
 総務大臣 山本 早苗
 財務大臣 麻生 太郎

平成二十七年三月三十一日

平成二十七年三月三十一日
 地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額は、公庫債権金利変動準備金三千億円とする。

附則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○総務省令第一号

文部科学省令第一号
 独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第六十七号)の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

独立行政法人宇宙航空研究開発機構の財務及び会計に関する省令(平成十七年総務省令第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の財務及び会計に関する省令

第一条中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改める。

総務大臣 山本 早苗

文部科学大臣 下村 博文

独立行政法人宇宙航空研究開発機構の財務及び会計に関する省令(平成十七年総務省令第一号)

文部科学省令第一号

第二条の次に次の一条を加える。

(事業報告書の作成)

第二条の二 機構に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 事業報告書は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 機構に関する基礎的な情報
 - イ 目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の機構の概要
 - ロ 事務所(従たる事務所を含む。)の所在地
 - ハ 資本金の額及び出資者ごとの出資額(前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。)
 - ニ 役員の名、役職、任期、担当及び経歴
 - ホ 常勤職員の数(前事業年度末からの増減を含む。)、及び平均年齢並びに機構への出向者の数

二 財務諸表の要約

- イ 財務諸表に記載された事項の概要
- ロ 重要な施設等の整備等の状況
- ハ 予算及び決算の概要

三 財務情報

- イ 経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況
- ロ 事業に関する説明

四 財務の内訳

イ 財務情報及び業務の実績に基づく説明

3 事業報告書には、通則法第三十五条の八において準用する通則法第三十一条第一項に規定する年度計画に記載されたセグメント(機構を構成する一定の単位をいう。)ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

第三条中「第三十八条第四項」を「第三十八条第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(会計監査報告の作成)

第三条の二 通則法第三十九条第一項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一 機構の役員(監事を除く。)、及び職員

二 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

- 一 会計監査人の監査の方法及びその内容
- 二 財務諸表利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。が機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 無限定適正意見 監査の対象となつた財務諸表が独立行政法人会計基準(平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準をいう。以下この号において同じ。)その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ 重要な施設等の整備等の状況

ハ 予算及び決算の概要

「平成二十六年」を「平成二十七年」に、「仮定給料の総額」を「仮定給料」に、「仮定給料の総額とし」を「仮定給料をいう。以下同じ」の総額に改める。

別表第一中

地方職員共済組合		71.6
		1000
公立学校共済組合	義務教育職員	74.6
	その他の教職員	1000
		45.0
		1000
警察共済組合		50.8
		1000
東京都職員共済組合		61.4
		1000
札幌市職員共済組合		28.0
		1000
川崎市職員共済組合		32.0
		1000
横浜市職員共済組合		36.9
		1000
名古屋市職員共済組合		50.3
		1000
京都市職員共済組合		46.0
		1000
大阪市職員共済組合		48.6
		1000
神戸市職員共済組合		43.4
		1000
広島市職員共済組合		28.5
		1000
北九州市職員共済組合		37.3
		1000
福岡市職員共済組合		37.3
		1000
市町村職員共済組合		38.7
		1000
都市職員共済組合		

地方職員共済組合		48.4
		1000
公立学校共済組合	義務教育職員	67.5
	その他の教職員	1000
		40.6
		1000
警察共済組合		34.2
		1000
東京都職員共済組合		39.4
		1000
札幌市職員共済組合		
川崎市職員共済組合		
横浜市職員共済組合		
名古屋市職員共済組合		
京都市職員共済組合		
大阪市職員共済組合		30.2
		1000
神戸市職員共済組合		
広島市職員共済組合		
北九州市職員共済組合		
福岡市職員共済組合		
市町村職員共済組合		
都市職員共済組合		

改め、同表(備考)1中「1382」を「1130」に改める。

に を

○総務省告示第百四十一号
地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)附則第七十四条の二の規定に基づき、昭和五十八年自治省告示第五十九号(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方団体関係団体等が負担する追加費用に関する件)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日
総務大臣 山本 早苗

「平成二十六年」を「平成二十七年」に、「千分の二十六・四」を「千分の十七・九」に改める。

○総務省告示第百四十二号
地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)第二十九条の二第二項及び第四十一条第四項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十八号)第八十三条の規定に基づき、昭和六十一年自治省告示第六十五号(地方公務員等共済組合法第百三十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日
総務大臣 山本 早苗

「平成二十六年」を「平成二十七年」に、「千分の三十八・二」を「千分の四十・二」に改める。

○総務省告示第百四十三号
地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)第六十五条第四項及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十八号)第八十二条第三項の規定に基づき、昭和六十一年自治省告示第六十六号(地方公務員等共済組合法第百三十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する地方団体関係団体の職員に係る費用に関する件)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日
総務大臣 山本 早苗

「平成二十六年」を「平成二十七年」に、「千分の三十八・二」を「千分の四十・二」に改める。

○総務省告示第百四十四号
無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十五条の三の四第二項第一号二及び第二号の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第三百十二号(船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置の技術的条件を定める件)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日
総務大臣 山本 早苗

第一の一の表中「三ノット未満」を「三ノット以下」に、「三ノット以上」を「三ノットを超えて」に、「二四ノット未満」を「二四ノット以下」に、「二四ノット以上」を「二四ノットを超え」に改める。

第二を次のように改める。

第二 海岸局に備える船舶自動識別装置の技術的条件

一 設備規則第四十五号の三の四第二項第一号に掲げるもの

1 船舶局に対して情報の送信時間間隔を任意に指定することができること。

2 チャネル管理メッセージを使用することができること。

3 船舶局の送信信号に対してレピータ動作を行うことができること。

4 施行規則第六条の五第三号に規定する海上移動業務識別(以下「海上移動業務識別」という)を用いて個々の船舶局に対してメッセージを送信することができること。

5 一斉同報メッセージを送信することができること。

6 デジタル選択呼出装置による受信が可能であるものにあつては、設備規則第四十五条の三の四第一項第三号の条件に適合すること。

二 設備規則第四十五号の三の四第二項第二号に掲げるもの

1 一の4及び5の条件に適合すること。

2 海上移動業務識別は、ITU-R勧告M.585に従うものであること。